

令和 3 年 9 月 議 会
経 済 振 興 委 員 会 報 告 資 料

1	福岡市農林業総合計画の原案について	1 頁
2	福岡市水産業総合計画の原案について	4 頁
3	油山市民の森等リニューアル事業の概要について	6 頁

農 林 水 産 局

1 「福岡市農林業総合計画」の原案について

第14次福岡市農林業総合計画の策定については、令和2年第6回定例会において計画策定着手について報告し、農林業振興審議会及び農業分科会・林業分科会において、学識経験者等の助言を受けながら、策定作業を進めてきたところであり、今般、計画の原案を策定したことから報告するもの。

【スケジュール】

年度	令和2年度				令和3年度											
月	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
議会	経済振興委員会 (着手)									経済振興委員会 (原案)						市議会報告 (成案)
審議会	諮問	農林業振興審議会			農業分科会で審議 林業分科会で審議 (各3回開催)				農林業振興審議会		パブリック・コメント			農林業振興審議会	答申	

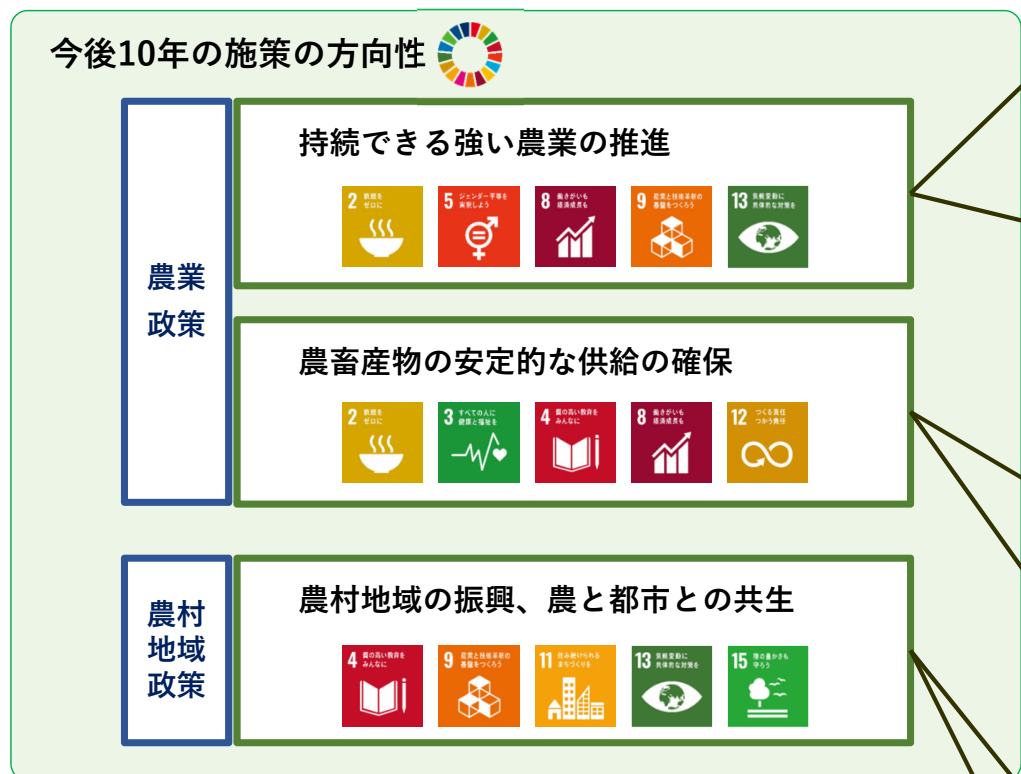
福岡市の農業が目指す姿（30年後）

食べ物がおいしいまちを支え、農とともにある豊かな暮らしをつくる

- ・現総合計画の目標「農業所得の向上」は、次期計画においても重要な課題
- ・福岡市の農業が目指す姿の実現に向け、今後10年の施策の方向性として、人材や農地・施設等へ直接支援する「**農業政策**」と、農業の持続的な発展の基盤となる農村地域の活性化を図る「**農村地域政策**」を車の両輪として推進。両政策の施策展開において施策間での連携を強め、相乗効果を発揮していく

次期計画の目標（令和4年度～8年度：5年間）

意欲ある担い手への支援・育成と、農業の魅力発信による農村地域の活性化



- 今後10年の施策の方向性
- ・持続できる強い農業の推進 **農業政策**
 - ・農畜産物の安定的な供給の確保 **農業政策**
 - ・農村地域の振興、農と都市との共生 **農村地域政策**



今後5年の施策の方向性

- 多様な担い手の確保と育成
- 農地の保全と生産基盤の整備
- 消費拡大、地産地消の推進
- 食の安全と食育の推進
- 地域の特性を活かした魅力ある農村づくり
- 農と都市の交流促進

今後5年の施策方針

- 新規就農者や、生産性の向上や規模拡大を図る意欲ある担い手を支援します
スマート農業推進 (アグリDX)、新規就農スタートアップ支援、就農応援
- 女性農業者への支援や、農福連携の推進など、多様な担い手の確保・育成を行います
農福連携推進、農業女子チャレンジ応援、就農応援
- 農業の生産基盤の整備を行うとともに、農地の保全や農業用施設の維持活用に努めます
園芸産地育成、農業用施設の維持管理と防災・浸水対策、農業資材のグリーン化、脱炭素化
- 十分に活用されていない農地の利用促進に努めるとともに、農地の集積・集約化を図ります
耕作放棄地対策、貸し手と借り手のマッチングによる活用促進
- 市内産農畜産物の消費拡大、地産地消を推進し、6次産業化・ブランド化に取り組む農業者を支援します
EC活用推進 (アグリDX)、農産物ブランド創出・販路拡大
- 「ふくおかさん家のうまかもん条例」に関連する施策の推進を図ります
「ふくおかさん家のうまかもん」事業者認定
- 学校給食への活用など様々な市内産食材の利用を図りつつ、生産現場の安全管理の啓発や食育を推進します
学校給食への活用、出荷前残留農薬検査、GAP
- 農業の持続的発展の基盤的役割を果たす「農村」の活性化に寄与する活動を支援します
農村の魅力発信・発信、多様なライフスタイルの実現、環境負荷低減の取組み、鳥獣害防止総合対策、畜産環境整備
- 都市住民のレクリエーションや学習の場の提供などを通して、農業の重要性や魅力など認識の共有を図り、市民への「農」に関する情報発信の充実に努めます
農業の多面的機能に関する理解促進 (農業への理解)、市民農園拡大推進、農林業ふれあい施設の管理・運営

農業所得の向上への取組み

【生産】

生産性向上

- ・農作業の省力化など生産現場でのAI・IoT等を活用したスマート農業の導入推進
- ・園芸施設整備による生産性の向上
- ・担い手への農地集積・集約化（マッチング）
- ・担い手の収穫作業の補助など労働力の確保・調整の仕組みづくりの推進

【流通・消費】

情報発信

- ・消費者への農産物に関する情報発信（EC活用促進）
- ・農産物ブランド力の更なる向上、農村地域の魅力ある特産品等PR
- ・生産から販売に至る農畜産業の営農活動への理解促進（農業への理解）

農業所得の向上への取組み

好循環

次代の担い手への支援

- ・就農サポート等により産地を支える新たな担い手の確保・育成
- ・親元就農やU・Iターン就農、定年退職者など就農を応援

5年後の数値目標 (抜粋)

項目	現状 (R2年度)	→	目標 (R8年度)
農業所得金額 (専業農家平均)	3,308 千円	➡ +492	3,800 千円
新規就農者数	28 人	➡ +150	累計 178 人
スマート農業の導入数	12 件	➡ +24	累計 36 件

項目	現状 (R2年度)	→	目標 (R8年度)
農業生産額	5,947 百万円	➡ +908	6,855 百万円
市内産農畜産物を使用した加工品開発	39 件	➡ +12	累計 51 件
過去3年間に農業と身近に接した経験がある市民の割合	59.4 %	➡ +7.6	67.0 %

林業

福岡市の森林・林業が目指す姿（100年後に向けた森の将来像）
ふくおか
 みんなで守り・楽しみ・活かす都市の森づくり

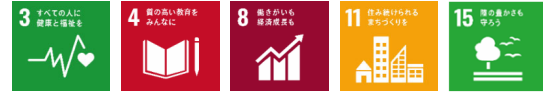
- 森林が市域の3分の1を占める福岡市においては、豊かな市民生活に大きく貢献する重要な資源として継承されている。
- 一方、近年は、気候変動や大規模自然災害等が社会課題となっており、SDGsの目標達成に向け、森林の持つ多面的機能の重要性が高まっている。
- このような中、森林の持つ多面的機能を、次世代に残していくという、長期的な視点を踏まえた上で、5カ年の計画を策定するに至ったもの。



毎日の暮らしを快適に、災害を減らす
 「安心の森づくり」



身近な自然を体験し学ぶ
 「遊びの森づくり」



脊振山系から博多湾まで流域全体で行う
 「水循環の森づくり」



気候変動対策と生物多様性保全に応える
 「環境の森づくり」



持続的な森の利用と生産を目指す
 「なりわいの森づくり」



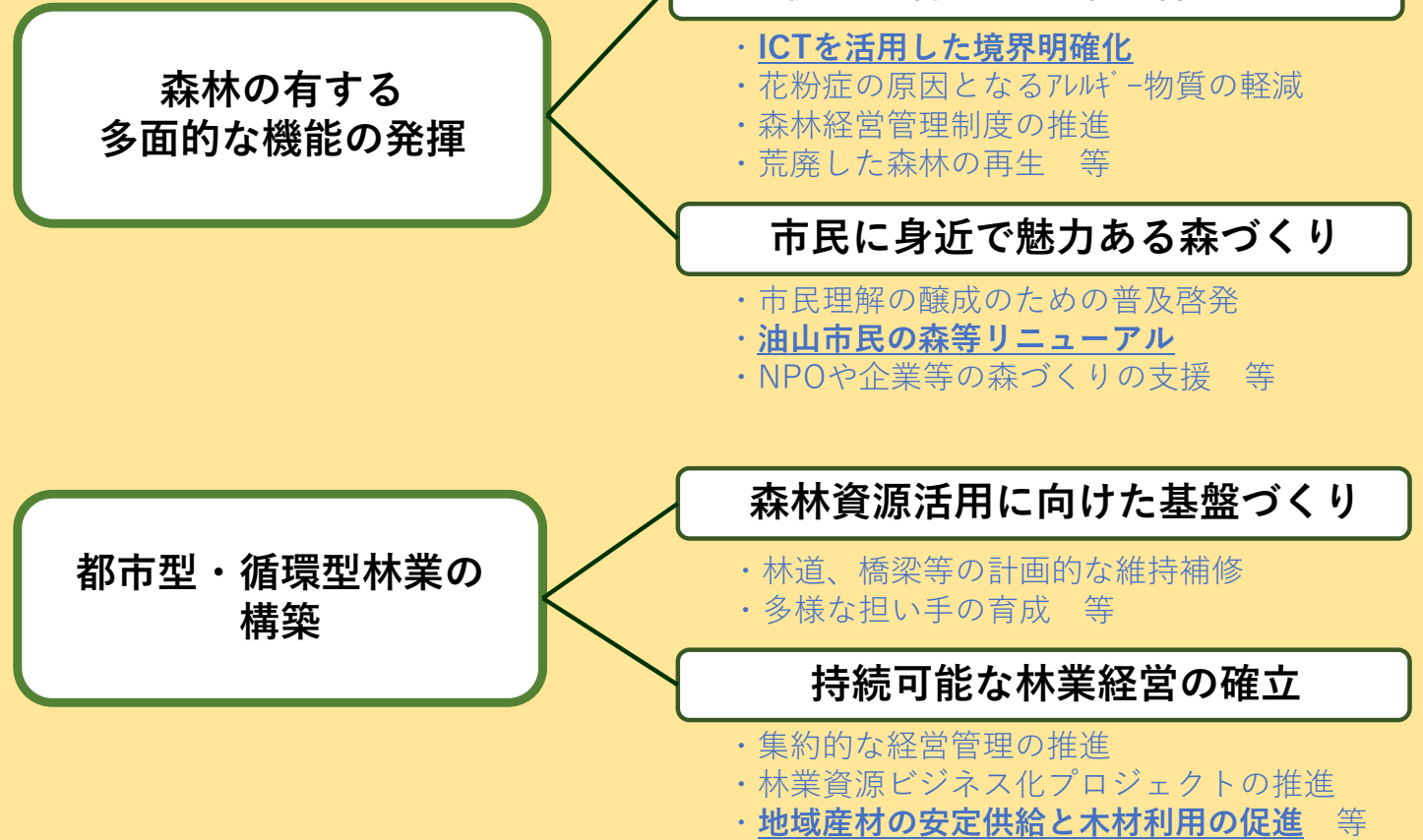
次期計画の目標（令和4年度～8年度：5年間）

快適で豊かな市民生活を支える森づくりと持続的な林業経営基盤の構築

- 脱炭素化、山地災害対策、花粉症対策や森林レクリエーション需要の高まりなど、森林を取り巻く環境は近年大きく変化し、それに対応するための政策も森林環境譲与税の創設や森林経営管理法の制定など転換期を迎えている。
- 戦後に植林された森林資源の蓄積量はこれまでで最大となっている。これを「伐って使って植える」循環により持続的な利用と生産を行っていくために、これからの5年間は、所有者への意向調査や境界の明確化等、効率的な林業経営の基盤づくりなどを重点的に取り組み、将来像実現のための土台づくりを行う。

今後5年の施策の方向性

今後5年の施策方針



5年後の数値目標

項目	現状 (R2年度)	目標 (R8年度)	項目	現状 (R2年度)	目標 (R8年度)	項目	現状 (R2年度)	目標 (R8年度)
長期間手入れがなされていない森林の再生面積	1,301ha	1,630ha +335	林道台帳（電子データ）の整備（整備率）	45路線 (54%)	84路線 (100%) +39	市公共施設整備における木材使用量	5,333m ³ (1,067m ³ /年度)	6,500m ³ (1,300m ³ /年度) +1,167
森林ボランティア事業へのべ参加人数	2,326人	2,800人 +474	木材生産額	107,481千円	130,700千円 +23,219	市公共施設整備の木材使用量における地域産材（県産材含む）の割合	3.9%	5.0% +1.1

2 「福岡市水産業総合計画」の原案について

第 11 次福岡市水産業総合計画の策定については、令和 2 年第 6 回定例会において計画策定着手について報告し、水産業振興審議会及び分野別分科会において、学識経験者等の助言を受けながら、策定作業を進めてきたところであり、今般、計画の原案を策定したことから報告するもの。

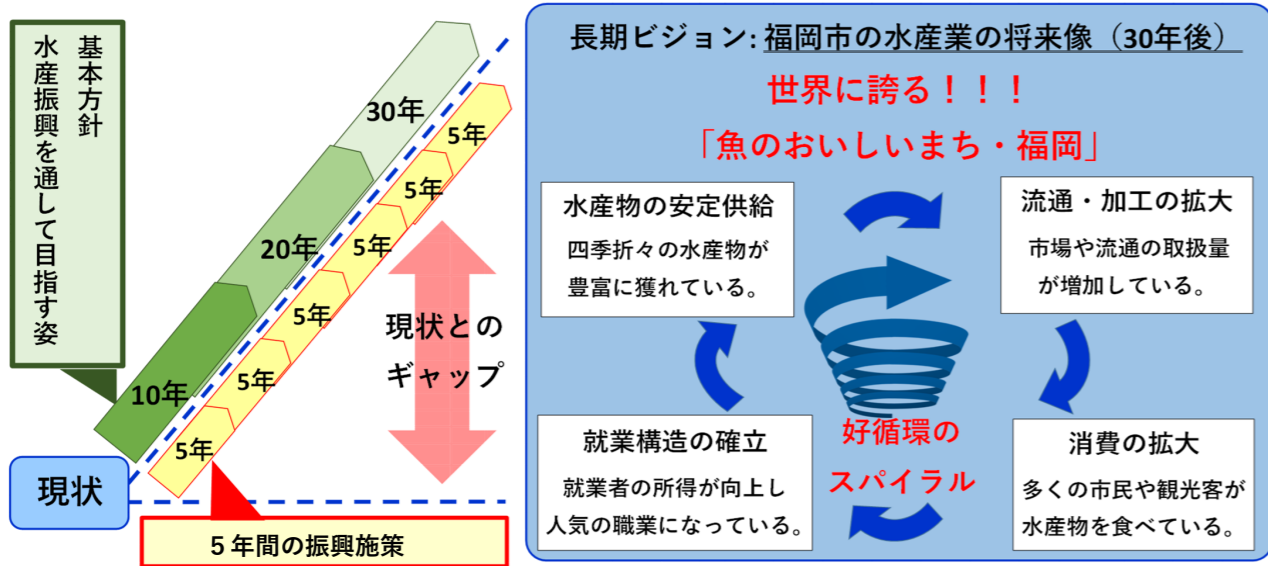
【スケジュール】

年度	令和 2 年度				令和 3 年度											
月	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
議会	経済振興委員会 (着手)									経済振興委員会 (原案)						市議会報告 (成案)
審議会		諮問	水産業振興審議会	分野別分科会で審議				水産業振興審議会	水産業振興審議会		パブリック・コメント		水産業振興審議会		答申	

福岡市水産業総合計画（令和4年度～8年度）（案）

1. 水産業総合計画の策定について

本計画の策定にあたっては、今回、新たに福岡市の水産業が目指す30年後の「長期ビジョン：福岡市の水産業の将来像」及び10年後の「基本方針：水産振興を通して目指す姿」を設定し、長期ビジョンと現状とのギャップを埋めるために必要な5年間の施策を推進するための計画を策定する。



2. 基本方針 水産振興を通して目指す姿 (10年後)

- ① 海が豊かで、多種多様な水産生物が生息している
- ② 漁業の生産基盤・経営基盤が強化され、水産物が豊富に漁獲・生産されている
- ③ 多様な主体との協働により養殖業が発展している
- ④ 水産資源を活用した直販や交流事業、観光客向け事業などの取り組みにより地域活性化が進んでいる
- ⑤ 水産物の国内外市場向けの販売の取り組みによりブランド化が進んでいる
- ⑥ 流通機能等の強化により水産物が適正な価格で十分に供給されている
- ⑦ 消費の多様化等を捉えた魚食普及が進み消費が拡大している

共通事項⑧ ICTなどの先端技術が水産業を支えている

3. 5年間の振興施策

- ### 今後5年間の方向性
- ① 里海づくりの推進 漁場環境の改善
 - ② 新たな資源管理システムへの対応
漁港・漁業施設の整備・有効活用
漁業生活基盤の整備・維持 経営基盤の強化
担い手の確保・育成 安全操業の確保
 - ③ 多様な主体と連携した養殖業の推進
スマート水産業の推進
 - ④ 漁港・漁業集落の活性化
水産業・漁業集落が有する多面的機能の推進
 - ⑤ ブランド化の推進 消費者ニーズに対応した商品開発
安心・安全な衛生管理の推進 水産物の輸出環境の整備
 - ⑥ 鮮魚市場の機能強化 流通の多チャンネル化
 - ⑦ 魚食普及の推進 地産地消の推進
SNS等を活用した情報発信の推進
- 【共通項目】基本方針⑧の関連項目は青書きで記載

5年後の方向性ごとの目指す姿 (抜粋)

- 市民等への海洋ごみ削減に関する啓発活動により、海洋ごみが減少している
- 多種多様な水産生物の生息環境が維持されている
- 漁港機能の高度化により、安全で省力化・効率化された漁港整備が進んでいる
- 漁業者や漁協の経営体質が強化されている
- 漁業者の確保・育成が積極的に行われ、就業者数が維持されている
- 漁業においてICT技術や先端技術の導入により、省力化・効率化が進んでいる
- 漁業者や産学官など多様な主体が連携し、養殖業を推進している
- 漁場や天候などの変化に応じたノウハウ等が、ICTを活用してデータベース化され、省力化・効率化が進んでいる
- 非日常空間の創出により、貴重な観光資源となっている
- 都市と漁村の交流により地域活性化が進み、漁業集落の人口減少に歯止めがかかっている
- 福岡を代表する新たな水産物がマーケットで人気を博している
- 水産物の安全性・鮮度の確保や水産エコラベルの活用などにより、ブランド化が進んでいる
- 鮮魚市場の機能強化により、集荷・販売力が向上している
- 鮮魚市場での取引情報の発信を強化し、適正な価格が形成されている
- 若年層などへの魚食普及の取り組みにより、家庭や飲食店などでも水産物がよく食べられている
- 小・中学校の給食では、四季折々の水産物が使用され、それ以外の高校や大学などにおいても水産物の取り扱いが増え始めている
- 水産物の生産状況から購入及び食事場所に至るまでの情報が、SNS等のさまざまなチャンネルを通してアクセス可能となっている

5年間の施策方針 (抜粋)

- 里海づくりの啓発 ●水産生物の生息環境の確保
- プラスチック等の海洋ごみの回収
- 水中ドローン等を活用した海底等の調査
- 安全で使いやすい漁港づくり
- 漁業者や漁協の経営基盤強化の支援
- 新規就業者支援
- 水産資源の効率的漁獲
- 陸上養殖等新たな養殖の検討
- 産学官との連携による養殖業の取り組み支援
- ICTを活用した既存養殖種の効率化・大規模化
- 観光事業との連携
- 水産物販売やイベント開催、海づり公園を活用した地域活性化
- 産学官との連携による水産物の商品開発
- 水産エコラベルなどへの取り組みによる輸出促進
- 市場機能の強化 ●情報発信の強化
- 衛生管理体制の強化
- 若年層に向けた魚食普及の取り組みや情報発信
- 学校給食等による水産物の利用促進や子どもの実食機会の創出
- 鮮魚市場を活用した魚食普及スポットづくり
- 「ふくおかさん家のうまかもん認定店」などを活用した小売店・飲食店のPR

4. 5年後の数値目標 (抜粋)

干潟の保全 (室見川アサリ資源量)	基準値	目標
136トン	現状維持	136トン
魚の平均単価 (沿岸漁業)	基準値	目標
546円/kg	+55	601円/kg
1人当たりの生産量 (沿岸漁業)	基準値	目標
8.07トン	+0.81	8.88トン
養殖生産量 (カキ)	基準値	目標
58トン	+6	64トン
鮮魚市場の取扱金額	基準値	目標
44,603百万円	現状維持	44,603百万円
食料支出にかかる魚介類支出の割合	基準値	目標
7.7%	+0.8	8.5%
ICT等を活用した取組数	目標	7件以上

3 油山市民の森等リニューアル事業の概要について

1 報告の趣旨

○油山市民の森と油山牧場のリニューアルの方向性等を示す「油山市民の森&油山牧場リニューアルプラン」を踏まえ、両施設の一体運営を前提とした、新たな事業者の公募について概要等を報告するもの。

2 公募の概要

(1) 対象施設の概要

対象施設	油山市民の森	油山牧場
所在地	福岡市南区大字桧原 855-4 (ほか)	福岡市南区大字柏原 710-2 (ほか)
面積	約 93.7ha	約 47.5ha
主な施設	・自然観察センター ・キャンプ場 ・アスレチック ・管理事務所 など	・畜産資料展示館 ・市民研修施設 ・ふれあい家畜舎・馬場 ・育成牛舎 など
用途地域等	都市計画法：市街化調整区域 森林法：保安林 国有財産法：国有林 など	都市計画法：市街化調整区域 農地法：採草放牧地 農業振興法：農用地区域 など

(2) 事業者の選定方法

計画内容と指定管理料の価格等を総合的に評価し、事業者を選定する公募型プロポーザル方式による。

(3) 公募条件等

油山市民の森と油山牧場を一体的に運営する「指定管理事業」に加え、既存施設の建替・改修等を図る「既存施設等リニューアル事業」、事業者の創意工夫により新たな魅力向上を図る「新たな魅力創出事業」を一括して実施する事業者を公募するもの。

事業名	事業内容	一括して 実施可能な 事業者を公募
1)指定管理事業	施設全体の維持管理・運営	
2)既存施設等リニューアル事業	老朽化した既存施設の建替・改修等	
3)新たな魅力創出事業	事業者の創意工夫による事業の提案	

※3)については、事業者が費用負担（2億円以上）するもの。

①指定管理期間

15年間（令和5年4月～令和20年3月）

②応募者

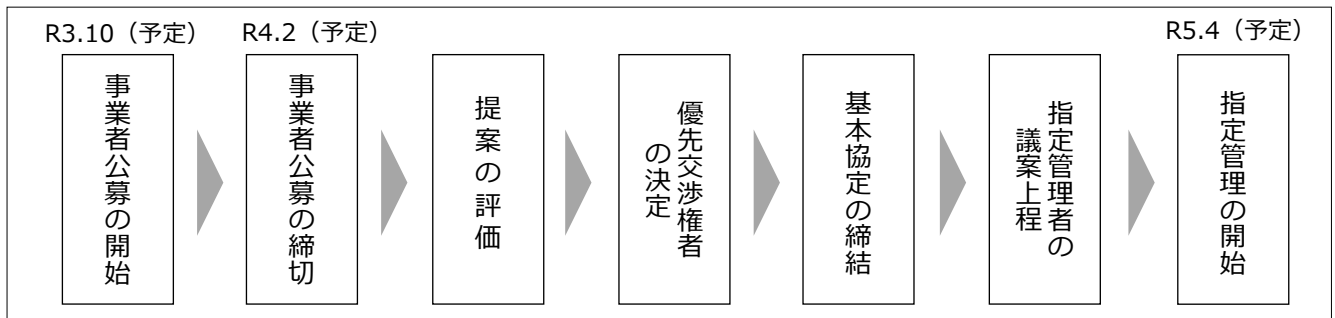
本事業を実施することができる企画力、資本力等の経営能力を備えた事業者等とする。

(4) 主な提案内容等

以下の内容について、リニューアルプランを踏まえた提案を求め評価する。

①全体計画に関する主な提案内容
・基本方針 ・計画の実現性 ・地域経済等への貢献 ・安全安心やユニバーサルデザインへの配慮 ・自然環境への配慮 など
②各事業に係る提案内容
○既存施設等リニューアル事業
・各施設のリニューアル計画 など
○指定管理事業
・自然環境の保全 ・自然観察センターの運営 ・バーベキュー場の運営 ・家畜とのふれあい体験の運営 ・情報発信 など
○新たな魅力創出事業
・賑わいの拠点となるような飲食・物販機能 ・森林等を活用した自然体験（アクティビティ）機能 ・様々な層のニーズに対応した新たな宿泊機能 ・「油山産（地域産）」を活用するなど、油山のブランド力を高める機能 ・健康づくりなどを楽しむ機会を創出する健康増進機能 など
③価格に係る提案内容
・既存施設等のリニューアルにかかる整備費 ・指定管理料

(5) スケジュール



※今回の公募で選定した事業者による指定管理は令和5年4月からを予定しているため、令和4年度の指定管理者は、現指定管理者を再指定する予定である。

(6) 公募に係る評価委員会の設置

公募要綱、評価基準や提案に対する評価に対して、専門的・学術的見地から意見を聞くため、「油山市民の森等リニューアル事業提案評価委員会」を設置しており、本評価委員会での意見を参考に、市において優先交渉権者及び次順位交渉権者を決定する。

【油山市民の森等リニューアル事業提案評価委員会 委員名簿（令和3年7月設置）】

委員氏名		所属等	専門分野
委員長	八島 雄士	和歌山大学観光学部 教授	観光
副委員長	佐藤 宣子	九州大学大学院農学研究院 教授	森林政策
委員	石丸 修平	福岡地域戦略推進協議会 事務局長	地域政策
委員	行止 晴貴	行正晴實公認会計士事務所 公認会計士・税理士	会計
委員	浦塚 一郎	福岡市農林水産局総務農林部 部長	行政

（敬称略、委員長、副委員長を除き順不同）

(参考1) 指定管理期間を15年間とする理由

本市の「指定管理者の指定の手続きに関するガイドライン」において、指定管理期間は原則5年以内となっているが、合理的な理由がある場合は、この限りではないとされている。本事業は、指定管理事業に加え、事業者自らの負担で施設等を整備する「新たな魅力創出事業」を一体的に実施することとしている。そのため、民間事業者が参入可能となるよう、投資回収期間を踏まえた適切な指定管理期間を設ける必要があり、今回、その期間を15年間と設定したものである。

理由① 事業者ヒアリングにおいて、指定管理期間が5年では短く、投資回収は困難であり、最低10年から20年は必要との意見が多かったこと。

理由② 減価償却算定のもととなる耐用年数について、宿泊用設備は10年、給排水設備等は15年とされており、指定管理期間5年以内では、民間事業者が整備した施設の減価償却期間が十分確保できないこと。

理由③ 指定管理期間を15年よりも長期とすることは、施設維持にかかる改修等の再投資が必要となるなど、事業者への負担が増える可能性があること。※国の公園施設長寿命化計画策定指針において、遊具の使用見込み期間は15年程度とされている。

なお、指定管理期間が15年間と長期となるため、第三者を交えた委員会によるモニタリングを指定管理期間中、3年に1回実施するとともに、事業者セルフモニタリングの提案を求めるなど、適切に運営が行われているか確認できるよう対策を講じる予定である。

(参考2) 指定管理期間5年超の事例

施設名称	大阪府立農業公園	見土呂フルーツパーク	大阪城公園
所在地・面積	大阪府貝塚市 約12ha	兵庫県加古川市 約10ha	大阪府大阪市 約105ha
施設概要	管理棟、バーベキューサイト、貸農園、農産物直売所 等	熱帯植物園、バーベキューサイト、展望台、ウォーキングセンター 等	広場、売店、レストハウス、大阪城天守閣、音楽堂 等
業務内容	・農園、バーベキューサイトなどの施設の維持管理、 ・情報発信、交流イベントの運営	・飲食・物販施設の設置 ・再整備事業と一体となった施設の運営	・歴史的建造物、音楽堂等の維持管理 ・歴史観光拠点としてのサービス提供
公募目的	・ポストコロナ社会の新たなライフスタイルの実現 ・地域農業の活性化	・県内外からの来園を見込んだ、民間事業者のノウハウの導入 ・観光振興	・大阪城公園の特徴を活かした事業 ・新たな施設の設置・運営 ・既存施設の活用
公募内容	・指定管理 ・事業者負担による施設整備	・指定管理 ・事業者負担による施設整備	・指定管理 ・事業者負担による施設整備
指定管理期間	10年5ヵ月間 (R3.11~R14.3)	15年間 (R3.10~R19.3)	20年間 (H27.4~R17.3)

(参考3) 都市公園法における設置管理許可期間の特例 (パークPFI)

都市公園において、事業者が設置する飲食店、売店等の施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者に対して設置管理許可期間の特例 (10年→20年) が適用されるもの。

長期的な事業運営を担保することで、事業者による優良な投資を積極的に誘導するため、平成29年度の都市公園法の改正により創設された。

【市内での導入事例】

○海の中道海浜公園

設置施設：宿泊施設、飲食施設、立体アスレチックなど

事業期間：令和4年～令和24年
(約20年)

事業者：三菱地所、積水ハウス 他

○天神中央公園

設置施設：飲食施設

事業期間：平成30年8月～令和20年8月
(約20年)

事業者：西日本鉄道、日比谷花壇 他

(参考4) 評価の主な項目 (案)

提案内容の評価と価格評価を合算し、総合的に評価する。

1. 内容評価

(1) 全体計画	
①基本方針	・ リニューアルプランとの整合性、魅力度 など
②計画の実現性	・ 事業実施体制、事業の収支計画、リスク管理や事業継続性 など
③地域経済への貢献	・ 農林畜産業の振興への取組み など
④安全安心やユニバーサルデザインへの配慮	・ 幅広い世代の利用を踏まえた提案 など
⑤地球環境への配慮	・ 環境負荷の低減や脱炭素社会の実現に向けた取組み など
(2) 既存施設等リニューアル事業	
既存施設等のリニューアル計画	・ 来訪者が憩いやすくなるような魅力的な施設計画 など
(3) 指定管理事業	
指定管理業務の管理運営方針	・ 生物多様性など自然環境保全に向けた取組み など
(4) 新たな魅力創出事業	
新たな魅力創出施設の管理運営方針	・ 森林を活用し、利用者が楽しめる提案 ・ 油山のブランド力を高める提案 など

2. 価格評価

・既存施設等のリニューアルに係る整備費	・指定管理料
---------------------	--------